

健全化判断比率及び資金不足比率について

1. **実質赤字比率**

松原市	▲3.77	早期健全化基準	12.00	財政再生基準	20.00
-----	-------	---------	-------	--------	-------

一般会計等の実質赤字額の標準財政規模に対する比率

$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$	<ul style="list-style-type: none"> ・・・・ 一般会計等における実質赤字額 ・・・・ 標準的な状態で通常収入される見込の経常的な一般財源
--	---

2. **連結実質赤字比率**

松原市	▲11.06	早期健全化基準	17.00	財政再生基準	30.00
-----	--------	---------	-------	--------	-------

全会計の実質赤字額（または資金不足額）の標準財政規模に対する比率

$\frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$	<ul style="list-style-type: none"> ・・・・ 全会計における実質赤字額（または資金不足額） ・・・・ 標準的な状態で通常収入される見込の経常的な一般財源
--	---

3. **実質公債費比率**

松原市	3.1	早期健全化基準	25.0	財政再生基準	35.0
-----	-----	---------	------	--------	------

一般会計等が一年間に負担した元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

$\frac{\text{元利償還金} + \text{準元利償還金} (\text{※1}) - \text{特定財源} (\text{※2}) - \text{基準財政需要額算入額}}{\text{標準財政規模} - \text{基準財政需要額算入額}}$
--

- ※1 準元利償還金の主なもの
公営企業会計への繰出金のうち元利償還金に充当されたと認められるもの
- ※2 特定財源の主なもの
都市計画税のうち元利償還金及び準元利償還金に充当されたと認められるもの

4. **将来負担比率**

松原市	10.4	早期健全化基準	350.0
-----	------	---------	-------

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

$\frac{\text{将来負担額} (\text{※1}) - (\text{充当可能財源等} (\text{※2}))}{\text{標準財政規模} - \text{基準財政需要額算入額}}$

- ※1 将来負担額の主なもの
- ①一般会計の地方債現在高
 - ②公営企業債償還への繰入見込額（水道、下水の地方債現在高のうち一般会計等負担見込額）
 - ③退職手当負担見込額（年度末に全職員が普通退職した場合に必要となる退職手当）
 - ④土地開発公社の負債額等負担見込額
- ※2 充当可能財源等の主なもの
- ①充当可能基金
 - ②充当可能特定歳入（都市計画税）
 - ③基準財政需要額算入見込額

5. **資金不足比率**

水道	—	経営健全化基準	20.0
下水道	—		

公営企業会計ごとの資金不足額の事業規模に対する比率

$\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$	<ul style="list-style-type: none"> ・・・・ 流動負債＋建設改良費以外の地方債残高－流動資産－解消可能資金不足額 ・・・・ 営業収益－受託工事収益の額
--------------------------------------	--